

令和7年度 鳥獣被害予防推進事業（集落アンケート調査）分析業務仕様書

1 業務の目的

徳島県における現行の第二種特定鳥獣管理計画である「第5期徳島県イノシシ適正管理計画」及び「第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画」並びに「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画」においては、管理目標の指標の一つに「農業被害程度の軽減」を設定している。具体的には、県内の集落代表者等に対して実施した農業被害の程度に関するアンケート調査に基づき、「農業被害の程度が“深刻”及び“大きい”集落の割合を15%以下にする」というものである。

本業務では、集落単位で「鳥獣被害の実態」や「鳥獣被害対策の実施状況」等を調査し、その結果をこれまで蓄積してきた捕獲数や生息密度の情報、農作物被害額等のデータと統合して総合的に分析することにより、次期計画の策定準備を進めるとともに、効果的・効率的な防除対策や捕獲対策に活用することを目的とする。

2 業務内容

（1）調査結果の分析

受託者は、委託者が集計及びExcel形式で入力したアンケート結果について、「令和6年度 鳥獣被害予防推進事業（集落アンケート調査）実施業務」で得られた報告内容と比較ができるよう、県がこれまでに蓄積してきた「捕獲数」や「生息密度」等のデータと統合し、総合的に分析を行うこと。

なお、次の内容については、分析のうえグラフ化または図示化すること。

- ① 市町村別のアンケートの配布・回答状況
- ② 鳥獣種別の農業被害程度ごとの集落割合
- ③ 鳥獣種別の農業被害が「深刻」「大きい」と回答した農業集落件数
- ④ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの生息数の増減、被害状況、農業被害の増減
- ⑤ 農業被害程度の経年変化（R2、R3、R6及びR7）
- ⑥ 鳥獣種別の対策実施状況とその効果
- ⑦ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの被害程度と捕獲頭数の関係
- ⑧ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルのメッシュごとの捕獲数及び被害程度
- ⑨ ①～⑧項目別の考察及び調査全体の取りまとめ

（2）分析結果のフィードバック資料の作成及び印刷（1,200部）

受託者は、（1）の結果を集落代表者等にフィードバックするための資料の内容についてニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの3種別に記載し、令和6年度の結果報告資料と同等のグラフや図を用いた明解な資料の原案を作成すること。

また、委託者との協議により完成した資料については、1,200部を印刷し、委託期間内に委託者に納品すること。

(3) 報告書の作成

受託者は、(1)の結果を踏まえて、調査報告書を作成すること。次期の第二種特定鳥獣管理計画に反映させることを前提に、鳥獣被害対策に関する課題抽出等について分析を行うこと。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託上限額

金2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 成果品

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて成果品を提出すること。

(1) 実績報告書 一式

分析結果、フィードバック資料、その他委託者が指示するもの

(2) CD-ROM等の電子記録媒体 1枚

分析結果のシェーブファイル及びエクセルファイル、フィードバック資料の元データ等

(3) 提出期限及び提出先

成果品は、令和8年3月31日までに、徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課に提出するものとする。

6 その他

(1) 分析データについては、県の求めに応じて、随時報告を行うこと。

(2) 契約履行過程で生じた成果物、制作物等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、徳島県に帰属する。

(3) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、徳島県との緊密な連携の下、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ徳島県と協議のうえ処理するものとすること。

(5) 本業務の委託業務完了報告において、受託者から外注先への支出を確認できる書類を求める場合があること。